

平成 29 年 7 月吉日

お客様各位

株式会社福島銀行
事務企画部

積立預金を口座振替によりご利用のお客さまへ

拝啓 盛夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は福島銀行を御利用いただき心より御礼申し上げます。

さて、積立預金の「預金規定」および「商品概要説明書」について、不備がございましたので、以下に改訂内容をお知らせいたします。

また、お客様にご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 総合口座から振替する場合の貸越の取り扱い

自動おまとめ定期預金「まとまるくん」については、預金残高の範囲内で振替を行います。積立定期預金(満期日指定型)・定期積金については、総合口座貸越限度内で振替を行います。

2. 振替日に振替ができなかった場合の取り扱い(当座預金は除く)

振替日を含め以後 10 日間(10 日目が銀行休業日の場合は前営業日迄)の間に、振替預金口座の残高(注)が振替金額を満たした場合、その時点で積立預金への振替を行います。

(注)積立定期預金(満期日指定型)・定期積金については総合口座貸越限度額とします。

今後同様のことが発生しないよう社員一同真摯に取り組み、再発防止に努めてまいる所存ですので、変わらず福島銀行をご愛顧いただけるよう切にお願い申し上げます。

敬具

《改訂する預金規定および商品概要説明書》

1. 預金規定

- (1) 自動おまとめ定期預金「まとまるくん」取扱規定
- (2) 積立定期預金規定
- (3) 定期積金規定

2. 商品概要説明書

- (1) 自動おまとめ定期預金(まとまるくん)「積立定期預金まとまるくん」とのセット商品
- (2) 積立定期預金
- (3) 定期積金

【本件に関するお問い合わせ先】
株式会社福島銀行 事務企画部
フリーダイヤル 0120-86-2940
(受付時間 9:00~17:00)

自動おまとめ定期預金「まとまるくん」取扱規定

1. (定義)

(1) 自動おまとめ定期預金「まとまるくん」(以下「まとまるくん」といいます。)とは、下記のサービスをいいます。

- ① 第3条から第5条及び第7条に定める方法で自動おまとめ定期預金「まとまるくん」積立定期預金(以下「この預金」といいます。)に預入れられた定期預金(以下「個別預金」といいます。)を第8条に定める方法により、おまとめ日に自動的にとりまとめて合算し、次回おまとめ日を満期日とする一口の総合口座定期預金とします。
- ② 個別預金及び上記①により作成された総合口座定期預金、並びに、別途に預入れられた総合口座定期預金のうちとりまとめ対象に指定(以下「おまとめ登録」といいます。)された定期預金を、第8条に定める方法によりおまとめ日に合算して、次回おまとめ日を満期日とする一口の総合口座定期預金とします。

なお、おまとめ登録された総合口座定期預金のとりまとめサービスだけを利用することもできます。

(2) 前項のおまとめ日は、まとまるくんの申込みの際に指定された日を初回おまとめ日、初回おまとめ日からまとまるくんの申込みの際指定されたおまとめ期間を経過した応当日を第2回おまとめ日とし、第3回以降も同様とします。

2. (取扱対象定期預金)

この預金の対象となる定期預金は、自由金利型定期預金(M型)、及び自由金利型定期預金とします。

3. (預金の預入れ等)

(1) この預金への預入れは、口座振替のほか現金、小切手その他の証券類により預入れることができます。

(2) 預入れの単位は1回につき1万円以上とし、預入れの都度各々独立した定期預金とします。

(3) 現金、小切手その他の証券類により預入れる場合は、必ずこの通帳を持参してください。なお、口座振替の預入分については預入日以降通帳に記載します。

(4) この預金への2回目以降の預入れは、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れできます。

4. (証券類の受入れ)

(1) この預金に小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記帳を取消し、たうえ本店で返却します。

5. (口座振替による預入れ)

(1) この預金は、口座振替の方法により預入れができます。この場合、引落預金口座、振替日、振替金額等は別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。

(2) この預金への口座振替による預入れは、毎月1回の預入れ、年2回の預入れ、及び毎月1回の預入と年2回の預入れを併用した預入れの3通りとします。

(3) 第1項の規定にかかわらず、振替日の預金残高が振替金額に満たない場合であっても、当該振替日(休日の場合は翌営業日)を含み10日間(末日が休日の場合は、前営業日まで)の間に振替金額を満たしたときは、その時点で振替を行います。

6. (口座振替の中止等)

(1) 引落預金口座からこの預金への預入れの際、次のいずれかに該当する場合は、特に通知することなく、口座振替を行いません。

- ① 引落預金口座の預金残高が振替金額に満たないとき。
- ② 振替によりこの預金の非課税貯蓄の最高限度額を超過するとき。

(2) 引落預金口座、振替日等を変更する場合、及び口座振替契約を解約する場合は、あらかじめ書面によって届出てください。

7. (個別預金の期間、種類等)

(1) 新たに預入れられる個別預金は、預入日以降最初に到来するおまとめ日を満期日とします。

(2) 前項にかかわらず、預入日から預入日以降最初に到来するおまとめ日までの期間が、当該個別預金に対する当行所定の最低預入期間に満たない場合は、次回おまとめ日を満期日とします。ただし、この預金に預入れる自由金利型定期預金の最低預入期間は1か月とします。

(3) 第2項により、当該個別預金の預入期間が3年を超える場合、まず預入日から1年後の応当日を満期日とする定期預金を作成し、その満期日に次回おまとめ日を満期日とする定期預金に継続します。

(4) 新たに預入れられる個別預金の種類は、当行所定の基準により受入れ可能な定期預金のうち、預入日当日における当行所定の利率が最も高いものとします。ただし、この利率が同一の場合には、当行所定の方法により取扱います。また、個別預金の種類・期間により中間払利息を支払う場合、その中間払利息もこの預金に預入れるものとします。

8. (おまとめの方法)

(1) この預金のうち満期日が同一の個別預金は、その満期日つまりおまとめ日にその全ての元利金を自動的にとりまとめ、次回おまとめ日を満期日とする一口の総合口座定期預金に継続します。この場合、各預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書の提出は不要なものとして取扱います。

(2) 前項により預入れられた総合口座定期預金は、その満期日つまり次回おまとめ日に、同日を満期日とする全ての個別預金と合算し、前項に準じて自動的にとりまとめ、以後同様に取扱います。ただし、あらかじめ指定された総合口座定期預金の継続方法

が元金継続の場合、中間払利息または満期払利息は総合口座の普通預金に入金します。また、あらかじめ指定された総合口座定期預金の継続方法が元利継続で、中間払利息を中間利息定期預金とすることができない場合、その中間払利息は総合口座の普通預金に入金します。

(3) おまとめ後の定期預金の種類は、当行所定の基準により受入れ可能な定期預金のうち、おまとめ日当日における当行所定の利率が最も高いものとします。ただし、この利率が同一となる場合は、当行所定の方法により取扱います。

(4) おまとめ登録された総合口座定期預金（以下「おまとめ対象定期預金」といいます。）のおまとめの方法は次によります。

① おまとめ対象定期預金の満期日に、次回おまとめ日を満期日とする総合口座定期預金に継続します。

ただし、おまとめ対象定期預金の満期日から次回おまとめ日までの期間が、当行所定の最低預入期間に満たない場合は、次々回のおまとめ日を満期日とする総合口座定期預金に継続します。

② 次回おまとめ日（又は次々回おまとめ日）を満期日としたおまとめ対象定期預金は、おまとめ日に前3項に準じて取扱います。

9. (利息)

個別預金についての満期日前の解約、満期日解約、及び満期日以降の解約並びに書換継続等に関する利息計算については、それぞれの預金規定により取扱います。

10. (おまとめの停止)

(1) 個別預金について、おまとめ停止の申し出があった場合には、満期日以降に当該個別預金の元金及び利息を支払います。この場合、当行所定の払戻請求書に届出の印鑑により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

(2) 総合口座定期預金について、おまとめ停止の申し出があった場合には、その満期日に前回と同一の期間の総合口座定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、当該総合口座定期預金の預入期間が1か月、3か月、6か月、1年、2年、又は3年以外の場合には、その満期日に自動継続を停止します。この場合、その預金は満期日以後に支払います。

11. (預金の解約)

この預金又は個別預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

12. (契約内容の変更)

まとまるくんの契約内容を変更する場合は、あらかじめ当行所定の書面によって当店に提出してください。

13. (契約の解除)

(1) まとまるくんは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によって当店に提出してください。

(2) まとまるくんの総合口座定期預金について自動継続を停止したとき、又は同預金を解約したときは、該当預金についてこの取扱いも同時に解約されたものとします。

14. (規定の準用)

この規定に定めのない事項に関しては、自由金利型定期預金（M型）規定、自由金利型定期預金規定、及び総合口座取引規定により取扱います。

15. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) この通帳や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。

(2) 通帳又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 通帳の再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をご負担いただきます。

16. (印鑑照合等)

(1) この預金の届出の印鑑については、各定期預金の種類にかかわらず共通の届出印鑑として取扱います。

(2) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうちは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

17. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金及び通帳は、譲渡又は質入れすることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

積立定期預金規定

1. 預入形態

積立定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入形態は、満期指定型の随時入金方式とします。

2. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金にはなりません。不渡りとなった証券類はこの通帳の当該預入れの記載を取消したうえ本店で返却します。

3. 預金の預入れ等

- (1) この預金は6か月以上5年までの期間内で受取日を指定し（以下「受取指定日」といいます。）、通帳記載の預入期限の1か月前まで自由に預入れができます。
- (2) この預金への預入れは1回につき100円以上とし、預入れのつど各々独立した自動継続扱いの期日指定定期預金または自由金利型定期預金（M型）とします。
- (3) この預金に預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。
- (4) この預金への2回目以降の預入れは、本店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れできます。

4. 口座振替による預入れ

- (1) この預金は、毎月1回口座振替の方法により預入れができます。この場合、引落預金口座、振替日、振替金額等は申込書セット契約引落口座（自動振替）欄に記載のとおりとします。
- (2) 第1項の規定にかかわらず、振替日の預金残高が振替金額に満たない場合であっても、当該振替日（休日の場合は翌営業日）を含み10日間（末日が休日の場合は、前営業日まで）の間に振替金額を満たしたときは、その時点で振替を行います。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は特に通知することなく口座振替を行いません。
 - ① 引落預金口座の預金残高が振替金額に満たないとき。（引落預金口座が総合口座で貸越限度内のときは除きます。）
 - ② 振替により、この預金の非課税貯蓄の最高限度額を超過するとき。
- (4) 引落預金口座、振替日等を変更する場合、ならびに、口座振替契約を解約する場合は、あらかじめ書面によって本店に届出てください。

5. 預入れ預金の種類、期間、継続の方法

- (1) 当初預入日から最終預入期限までに預入れの定期預金は、預入れのつど預入日から受取指定日までの期間に応じ次により取扱います。

① 預金名義人が「個人」の場合

ア. 受取指定日までの期間が1年未満の場合

受取指定日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）とします。

イ. 受取指定日までの期間が1年以上3年以下の場合

受取指定日を満期日とする期日指定定期預金とします。

ウ. 受取指定日までの期間が3年を超え3年3か月未満の場合

最初の1年間は自由金利型定期預金（M型）とし、その満期日に受取指定日を満期日とする期日指定定期預金に継続します。

エ. 受取指定日までの期間が3年3か月以上5年以下の場合

最初の3年間は期日指定定期預金とし、その満期日に残り期間に応じた前記ア. またはイ. のいずれかの定期預金に継続します。

② 預金名義が「法人」の場合

ア. 受取指定日までの期間が2年以下の場合

受取指定日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）とします。

イ. 受取指定日までの期間が2年を超え2年3か月未満の場合

最初の1年間は自由金利型1年定期預金（M型）とし、その満期日に受取指定日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）に継続します。

ウ. 受取指定日までの期間が2年3か月以上4年以下の場合

最初の2年間は自由金利型2年定期預金とし、その満期日に受取指定日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）に継続します。

エ. 受取指定日までの期間が4年を超え5年以下の場合

最初の2年間は自由金利型2年定期預金とし、その満期日に残り期間に応じた前記イ. またはウ. の方法により取扱います。

- (2) 預金名義人が「個人」の場合、期日指定定期預金の満期日は預入れの日から1年経過した後は変更することができます。この場合、当店に対し、その1か月前までに通知を必要とします。この通知があった場合、その預金は変更後の満期日以後に支払います。なお、変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合（解約されないままその預金の預入日から3年後の応当日が到来した場合も含みます）は、満期日の変更はなかったものとします。

6. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数に応じ、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における店頭掲示の期日指定定期預金利率、または当行所定の自由金利型預金（M型）利率によって計算します。
- (2) 期日指定定期預金として預入れられた預金については、次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。
- ① 預入日（または継続日）から1年以上2年未満の期間・・・店頭掲示の「2年未満」利率
 - ② 預入日（または継続日）から2年以上の期間・・・店頭掲示の「2年以上」利率
- (3) 法人の場合で自由金利型2年定期預金（M型）として預入れられた預金については、預入日（または継続日）から1年後の応当日に当行所定の中間利払利率による中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を前記5.の方法により該当の自由金利型定期預金（M型）として預入れます。中間払利息を差引いた利息の残額（満期払利息）は、その預金の満期日に元金に組み込み、前記5.の方法により取扱います。
- (4) この預金の受取指定日以後の利息は、受取指定日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (5) 当行がやむをえないものと認めて受取指定日前に解約する場合および定期性預金共通規定第12条の規定により解約する場合の利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）現在における当行所定の期日指定定期預金または自由金利型定期預金（M型）の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金の付利単位は1円とします。

7. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当店に提出してください。
- (2) この預金の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を1口毎に順次解約します。
- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續きを行いません。

8. 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1) この通帳や印章を失ったとき、あるいは、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) この通帳や印章を失った場合この預金の元利金の支払い、あるいは通帳の再発行は、当行所定の手續をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めるときがあります。
- (3) 通帳の再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をご負担いただきます。

9. 印鑑照合等

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れをすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

11. 条項の適用

- (1) この預金には、本規定のほか「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

定期積金規定

1. 掛金の払込み方法等

- (1) 定期積金(以下「この積金」といいます。)の払込みは1回につき1,000円以上とし、表面記載の払込日に掛金を払込みください。
- (2) この積金への払込みは、口座振替のほか現金、小切手その他の証券類により払い込むことができます。
- (3) 現金、小切手その他の証券類により払い込む場合は、必ずこの証書を持参してください。
なお、口座振替の払込み分については、この証書を店頭で呈示いただいた場合に記載します。
- (4) 契約期間は6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年のいずれかとし、据置期間(最終預入日から満期日までの期間)を1ヶ月とします。
- (5) 契約期間が1年以上の定期積金については、年2回、3回、4回のいずれかを指定して、増額した掛金を設定することができます。
増額払込みは1,000円以上とし、毎月分と異なる金額とします。
- (6) この積金への2回目以降の払込みは、当店のほか当行本支店のどの店舗でも行うことができます。

2. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの証書の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

3. 口座振替による払込み

- (1) この積金は、口座振替の方法により払込みができます。この場合において、引落預金口座、振替日、振替金額等は定期積金申込書に記載のとおりとします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、振替日の預金残高(引落預金口座が総合口座の場合は貸越限度額とします。)が振替金額に満たない場合であっても、当該振替日(休日の場合は翌営業日)を含み10日間(末日が休日の場合は、前営業日まで)の間に振替金額を満たしたときは、その時点で振替を行います。
- (3) 前2項により口座振替ができなかったときは、特に通知することなく当該月の口座振替を行いません。
- (4) 前項による振替未了分については、翌月の振替日に振り替えるものとします。ただし、連続6か月の振替未了となった場合は、口座振替を停止します。

4. 給付契約金の支払時期等

この積金は、表面記載の満期日(満期日を繰延べたときはその満期日)以後に給付契約金を支払います。この積金は満期日前には解約できません。

5. 払込みの遅延

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を延滞期間に相当する期間繰り延べ、または契約時の約定利率(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。

6. 給付補填金等の計算

- (1) この積金の給付補填金は、表面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に表面記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ② 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約をするときは、初回払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ③ この計算の単位は1円とします。

7. 先払割引金の計算等

- (1) この積金の掛金が払込日前に払い込まれたときは、先払割引金を表面記載の利回りに準じて満期日に計算します。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

8. 満期日以後の利息

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高相当額)に対し、満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率により計算した利息を支払います。

9. 解約

- (1) この積金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。
- (2) 前項の解約の手續に加え、当該預金の解約の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約の手續を行いません。

10. 届出事項の変更、証書の再発行

- (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この証書または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払または証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 証書の再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をご負担いただきます。

11. 印鑑照合

この証書または払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この積金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

13. 預金保険制度の対象について

この預金は預金保険の対象商品です。同保険の範囲内で保護されます。

14. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) 第2条にかかわらず、この積金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この積金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し証書とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前項の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この積金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は表面記載の利回りを適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。
また、借入金を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

16. 条項の適用

この定期積金には、本規定のほか「定期性預金共通規定」第7条、第12条および第13条が適用されるものとします。

以上

(平成29年7月改定)

商品概要説明書

福島銀行

(平成29年 4月14日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	自動おまとめ定期預金 (まとまるくん) 「積立定期預金まとまるくん」とのセット商品																																		
2. お取扱対象先	個人のお客様 (事業性個人を含む1人1口座)																																		
3. 預入期限	<ul style="list-style-type: none"> ・預入期限は設けません (エンドレス) ・おまとめ条件の指定 おまとめ日、期間 (1年、2年、3年)、おまとめ後の継続方法等のおまとめ条件をご指定ください。 																																		
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・個別および一括方法 (総合口座通帳への入金方式) 指定おまとめ日に、「積立定期預金まとまるくん」の積立分をセットの総合口座通帳に「自動おまとめ定期預金」として自動的に預入れます。 随時預入の定期預金をおまとめ定期預金とすることを希望される場合はお申出ください。 ・10,000円以上 ・1円単位 																																		
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。																																		
6. 利息・利率 (1) 適用金利 (2) 利息の支払 (3) 計算方法	<p>預入日もしくは自動継続時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 *適用利率は、店頭の金利ボードをご覧ください。 自由金利型定期預金 (M型) あるいは期日指定定期預金の利息の支払いに準じ支払います。 付利単位を1円とした、1年365日とする日割計算</p>																																		
7. 税金	お利息に20.315% (所得税および復興特別所得税: 15.315% 住民税: 5%) の税金 (分離課税) が かかります。(平成49年12月31日まで適用) マル優ご利用の場合は非課税になります。																																		
8. 手数料	———																																		
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保とすることができます。 *この場合の貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率を適用します。 *貸越限度額は、担保定期預金の90%または500万円のいずれか少ない金額とします。 ・マル優 (マル優利用資格者のみ) の取扱ができます。 																																		
10. 預入期間中の中途 解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前の解約は原則できません。 ・やむを得ず中途解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および以下の利率 (小数 点第4位以下切り捨て) によって計算します。ただし、解約日の普通預金の利率を下回らないことと します。 ・中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額) と期限前解約利息との差額を精算します。 <p>【自由金利型定期預金の場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中途解約日 までの預入期間</th> <th>定期預金の 満期日</th> <th>預入日の1ヶ月後から2年 未満の日を満期日とした預 金の場合</th> <th>預入日の2年後から3年 未満の日を満期日とした 預金の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td></td> <td>解約日の普通預金利率</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td></td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td></td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td> <td></td> <td></td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【期日指定型定期預金の場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの預け入れ期間</th> <th>中途解約日の適用利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>2年以上利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日 までの預入期間	定期預金の 満期日	預入日の1ヶ月後から2年 未満の日を満期日とした預 金の場合	預入日の2年後から3年 未満の日を満期日とした 預金の場合	6ヶ月未満		解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	6ヶ月以上1年未満		約定利率×50%	約定利率×30%	1年以上2年未満		約定利率×70%	約定利率×50%	2年以上3年未満			約定利率×70%	中途解約日までの預け入れ期間	中途解約日の適用利率	6ヶ月未満	解約日の普通預金利率	6ヶ月以上1年未満	2年以上利率×40%	1年以上1年6ヶ月未満	2年以上利率×50%	1年6ヶ月以上2年未満	2年以上利率×60%	2年以上2年6ヶ月未満	2年以上利率×70%	2年6ヶ月以上3年未満	2年以上利率×90%
中途解約日 までの預入期間	定期預金の 満期日	預入日の1ヶ月後から2年 未満の日を満期日とした預 金の場合	預入日の2年後から3年 未満の日を満期日とした 預金の場合																																
6ヶ月未満		解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率																																
6ヶ月以上1年未満		約定利率×50%	約定利率×30%																																
1年以上2年未満		約定利率×70%	約定利率×50%																																
2年以上3年未満			約定利率×70%																																
中途解約日までの預け入れ期間	中途解約日の適用利率																																		
6ヶ月未満	解約日の普通預金利率																																		
6ヶ月以上1年未満	2年以上利率×40%																																		
1年以上1年6ヶ月未満	2年以上利率×50%																																		
1年6ヶ月以上2年未満	2年以上利率×60%																																		
2年以上2年6ヶ月未満	2年以上利率×70%																																		
2年6ヶ月以上3年未満	2年以上利率×90%																																		
11. 重要事項等	この預金は預金保険の対象商品です。詳しくは、店頭掲示ポスター等をご覧ください。																																		

<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続のお取扱いができます。 *継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨お申出ください。 ・元金・利息のお取扱い *元金・利息を指定口座へ入金する際、満期日もしくは中間利払い日が銀行休業日の場合は、指定口座より払戻しができるのは翌営業日以降となります。 ・おまとめ対象預金 *まとまるくん契約締結前に既にセットする総合口座通帳にお預りしております定期預金をおまとめ定期預金とする場合はお申出ください。
<p>13. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先：一般社団法人全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772</p>

商品概要説明書

福島銀行

(平成29年 4月14日現在適用中)

1. 商品名	積立定期預金											
2. 商品種類	満期指定型	まとまるくん 「自動おまとめ定期預金」とのセット商品										
3. お取扱対象先	個人および法人のお客様	個人のお客様（事業性個人を含む1人1口座）										
4. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6ヶ月～5年（満期指定型） ・ 据置期間1ヶ月 （最終預入は満期日の1ヶ月前まで） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日指定なし（エンドレス＝満期自由型） ・ 指定満期日同一明細取りまとめ型 指定満期日に積立分を取りまとめて総合口座の定期預金に組入れ、それを繰り返し実施する。 おまとめ期間1年、2年、3年 										
5. 毎月の積立（預入）額	100円以上1円単位	10,000円以上1円単位										
6. ボーナス預入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年2回まで可能（任意） ・ 預入額 1,000円の整数倍で毎月の預入金額と異なる金額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年2回まで可能（任意） ・ 預入額 10,000円以上（毎月預入額と同額可能） *その他随時預入分は、総合口座の定期預金としてお預りします。 										
7. 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引口座からの口座振替による自動積立方式（セット式） *証書式 ○振替日の預金残高が振替金額に満たない場合であっても、当該振替日（休日の場合は翌営業日）を含み10日間（末日が休日の場合は、前営業日まで）の間に振替金額を満たしたときは、その時点で振替を行います。 ○総合口座貸越限度内での振替を行います。 ・ 店頭入金による随時入金方式（フリー式） ATMによる入金も可能 *通帳式 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合口座からの口座振替による自動積立方式（セット式） *通帳式 ○振替日の預金残高が振替金額に満たない場合であっても、当該振替日（休日の場合は翌営業日）を含み10日間（末日が休日の場合は、前営業日まで）の間に振替金額を満たしたときは、その時点で振替を行います。 										
8. 払出方法	満期日以降に一括して支払います。	指定満期日に積立分を自動的に払戻しし、総合口座定期預金に預入れます。										
9. 利率 (1) 適用利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期前の解約は原則できません。 ・ 預入開始日から最終預入日までに預入の預金は、預入の都度預入日から受取指定日までの期間に応じ、次により取扱います。 											
①個人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>受取指定日までの期間</th> <th>運 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td> <td>・ 自由金利型定期預金（M型）</td> </tr> <tr> <td>1年以上3年以下</td> <td>・ 期日指定定期預金</td> </tr> <tr> <td>3年超3年3ヶ月未満</td> <td>・ 最終の1年間は自由金利型定期預金（M型）</td> </tr> <tr> <td>3年3ヶ月以上5年以下</td> <td>・ その満期日に受取指定日を満期日とする期日指定定期預金に継続 ・ 最初の3年間は期日指定定期預金 ・ その満期日に残りの期間に応じた上記方法により取扱います</td> </tr> </tbody> </table>	受取指定日までの期間	運 用	1年未満	・ 自由金利型定期預金（M型）	1年以上3年以下	・ 期日指定定期預金	3年超3年3ヶ月未満	・ 最終の1年間は自由金利型定期預金（M型）	3年3ヶ月以上5年以下	・ その満期日に受取指定日を満期日とする期日指定定期預金に継続 ・ 最初の3年間は期日指定定期預金 ・ その満期日に残りの期間に応じた上記方法により取扱います	
受取指定日までの期間	運 用											
1年未満	・ 自由金利型定期預金（M型）											
1年以上3年以下	・ 期日指定定期預金											
3年超3年3ヶ月未満	・ 最終の1年間は自由金利型定期預金（M型）											
3年3ヶ月以上5年以下	・ その満期日に受取指定日を満期日とする期日指定定期預金に継続 ・ 最初の3年間は期日指定定期預金 ・ その満期日に残りの期間に応じた上記方法により取扱います											
②法人 (満期指定型のみ)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>受取指定日までの期間</th> <th>運 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年以下</td> <td>・ 自由金利型定期預金（M型）</td> </tr> <tr> <td>2年超2年3ヶ月未満</td> <td>・ 最初の1年間は自由金利型1年定期預金（M型） ・ その満期日に受取指定日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）に継続</td> </tr> <tr> <td>2年3ヶ月以上4年以下</td> <td>・ 最初の2年間は自由金利型2年定期預金（M型） ・ その満期日に受取指定日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）に継続</td> </tr> <tr> <td>4年超5年以下</td> <td>・ 最初の2年間は自由金利型2年定期預金（M型） ・ その満期日に残りの期間に応じた上記方法により取扱います</td> </tr> </tbody> </table>	受取指定日までの期間	運 用	2年以下	・ 自由金利型定期預金（M型）	2年超2年3ヶ月未満	・ 最初の1年間は自由金利型1年定期預金（M型） ・ その満期日に受取指定日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）に継続	2年3ヶ月以上4年以下	・ 最初の2年間は自由金利型2年定期預金（M型） ・ その満期日に受取指定日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）に継続	4年超5年以下	・ 最初の2年間は自由金利型2年定期預金（M型） ・ その満期日に残りの期間に応じた上記方法により取扱います	
受取指定日までの期間	運 用											
2年以下	・ 自由金利型定期預金（M型）											
2年超2年3ヶ月未満	・ 最初の1年間は自由金利型1年定期預金（M型） ・ その満期日に受取指定日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）に継続											
2年3ヶ月以上4年以下	・ 最初の2年間は自由金利型2年定期預金（M型） ・ その満期日に受取指定日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）に継続											
4年超5年以下	・ 最初の2年間は自由金利型2年定期預金（M型） ・ その満期日に残りの期間に応じた上記方法により取扱います											
(2) 利払方法	満期日以後に一括してお支払します。											
(3) 計算方法	付利単位を1円とした、1年365日とする日割計算											

10. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客様は、お利息に20.315% (所得税および復興特別所得税:15.315% 住民税:5%) の税金がかかります。(平成49年12月31日まで適用) ・法人のお客様は、お利息に15.315% (所得税および復興特別所得税) の税金がかかります。 ・個人のお客様がマル優ご利用の場合、非課税法人の場合は非課税になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利息に20.315% (所得税および復興特別所得税:15.315% 住民税:5%) の税金がかかります。(平成49年12月31日まで適用) ・個人のお客様がマル優ご利用の場合、非課税になります。
11. 付加できる特約事項	個人のお預金は、マル優 (マル優利用資格者のみ) の取扱ができます。	
12. 中途解約時の利息の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・預入日または継続日から、解約日の前日までの日数および預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下切り捨て) によって計算します。ただし、解約日の普通預金の利率を下回らないこととします。 ・上記運用の自由金利型定期預金 (M型) あるいは期日指定型定期預金の中途解約時の利率により計算します。 	
13. 重要事項	・この預金は預金保険の対象商品です。詳しくは、店頭掲示ポスター等をご覧ください。	
14. その他参考となる事項	満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。	_____
15. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：一般社団法人全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772	

商品概要説明書

福島銀行

(平成29年 7月 1日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	定期積金
2. お取扱対象先	個人および法人のお客様
3. 預け入れ期間	<ul style="list-style-type: none"> ・6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年の定型方式のみ ・据置期間1ヶ月（最終預入日から満期日まで1ヶ月必要）
4. 毎月の積立（預入）額	1,000円以上1円単位
5. ボーナス預入	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間が1年以上のものについて年2回、3回、4回のいずれかで指定することができます（任意）。 ・1,000円以上1円単位 ただし、毎月分と異なる金額
6. 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・取引口座からの口座振替による自動積立方式（セット式） <ul style="list-style-type: none"> ○振替日の預金残高が振替金額に満たない場合であっても、当該振替日(休日の場合は翌営業日)を含み10日間（末日が休日の場合は、前営業日まで）の間に振替金額を満たしたときは、その時点で振替を行います。 ○総合口座貸越限度内での振替を行います。 ・店頭入金
7. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
8. 給付補填金 (1) 利回り (2) 給付補填金の計算 (3) 満期日以後の利息 (4) 利払方法 (5) 計算方法	<p>当初契約時の店頭表示の利回りを満期日までに適用します。 *適用利率は、店頭の金利ボードをご覧ください。</p> <p>給付補填金 = A × B</p> $A = 1,000 \times \frac{\text{掛込済回数} \times (\text{満期時までの掛込予定回数} + 1)}{2} \times \text{利率 (月利)}$ $B = \text{毎月掛金} \div 1,000$ <p>給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に対し、満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金の利率により計算した利息を支払います。</p> <p>満期日以後に一括してお支払いします。</p> <p>計算単位を1円とし契約期間における掛金残高積数に利回り（月利）を乗じて計算します。</p>
9. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客様は、お利息に20.315%（所得税および復興特別所得税：15.315% 住民税：5%）の税金がかかります。（平成49年12月31日まで適用） ・法人のお客様は、お利息に15.315%（所得税および復興特別所得税）の税金がかかります。
10. 手数料	———
11. 付加できる特約事項	———
12. 預入期間中の中途解約時の取り扱い	契約期間中に契約掛金総額に達しなかったとき、あるいは満期日前に解約するときは、初回払込日から解約日の前日までの期間について、解約日の普通預金の利率によって計算します。
13. 先掛利息の利息方式	<p>先掛利息積数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別掛込金 × 先掛日数 × 約定利率 *先掛分に応じて満期日の繰り上げは行いません。
14. 掛込延滞の計算方式	<p>延滞利息積数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別掛込金 × (延滞日数 - 7日) × 約定利率 *積金の払込が遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。 または、契約時の約定利率（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。
15. 重要事項	この預金は預金保険の対象商品です。詳しくは、店頭掲示ポスター等をご覧ください。
16. その他参考となる事項	———
17. 当行が契約している 指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先：一般社団法人全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772</p>